

福医国発第1号

平成16年4月5日



各郡市医師会長 殿

福岡県医師国民健康保険組合

理事長 関 原 敬次郎



第24期組合会議員の選任について (お願い)

去る平成14年4月に選任されました当組合の組合会議員は、本年3月31日をもって任期満了となりました。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙規程第4条及び5条の規定により、貴医師会地区の甲種組合員の中から組合会議員1名をご選任の上、来る4月23日(金)までに別紙選挙録によりご回示下さいますようお願いいたします。

なお、福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙規程の写を同封いたしますので、よろしくお取り計い方お願いいたします。

おって、第24期組合会議員の任期は、規約第31条の規定により平成16年4月1日から平成18年3月31日までの2年となっておりますので申し添えます。



福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、この組合の組合会議員選挙について必要な事項を定めることを目的とする。

(組合会議員)

第2条 組合会議員は、甲種組合員が各選挙区において、甲種組合員の中からこれを選挙する。

(選挙人)

第3条 選挙は、これを行う年の1月1日現在の甲種組合員においてこれを施行する。

(選挙区)

第4条 選挙区は、各郡市医師会地区をもって選挙区とする。

(定数)

第5条 組合会議員の定数は、各選挙区につき1人とする。ただし、甲種組合員が100人を超える選挙区においては、200人又はその端数を増す毎に1人を加える。

(選挙長)

第6条 選挙長は、当該選挙において甲種組合員中より選任する。

(投票)

第7条 選挙は、無記名投票によりこれを行う。

(選挙録)

第8条 選挙長は、選挙が終わったときは直ちに選挙録を調整し、これを速やかに組合に報告しなければならない。

(選挙規程)

第9条 組合会議員選挙については、この規程に定めるもののほか、各郡市医師会又は福岡県医師会選挙規程によるものとする。

第10条 この規程に定めなき事項は、理事会の議を経てこれを定める。

附 則

1. この規程は、昭和53年4月1日から施行する。
2. 福岡県医師国民健康保険組合組合会議員選挙規程（昭和35年8月1日）は、廃止する。